

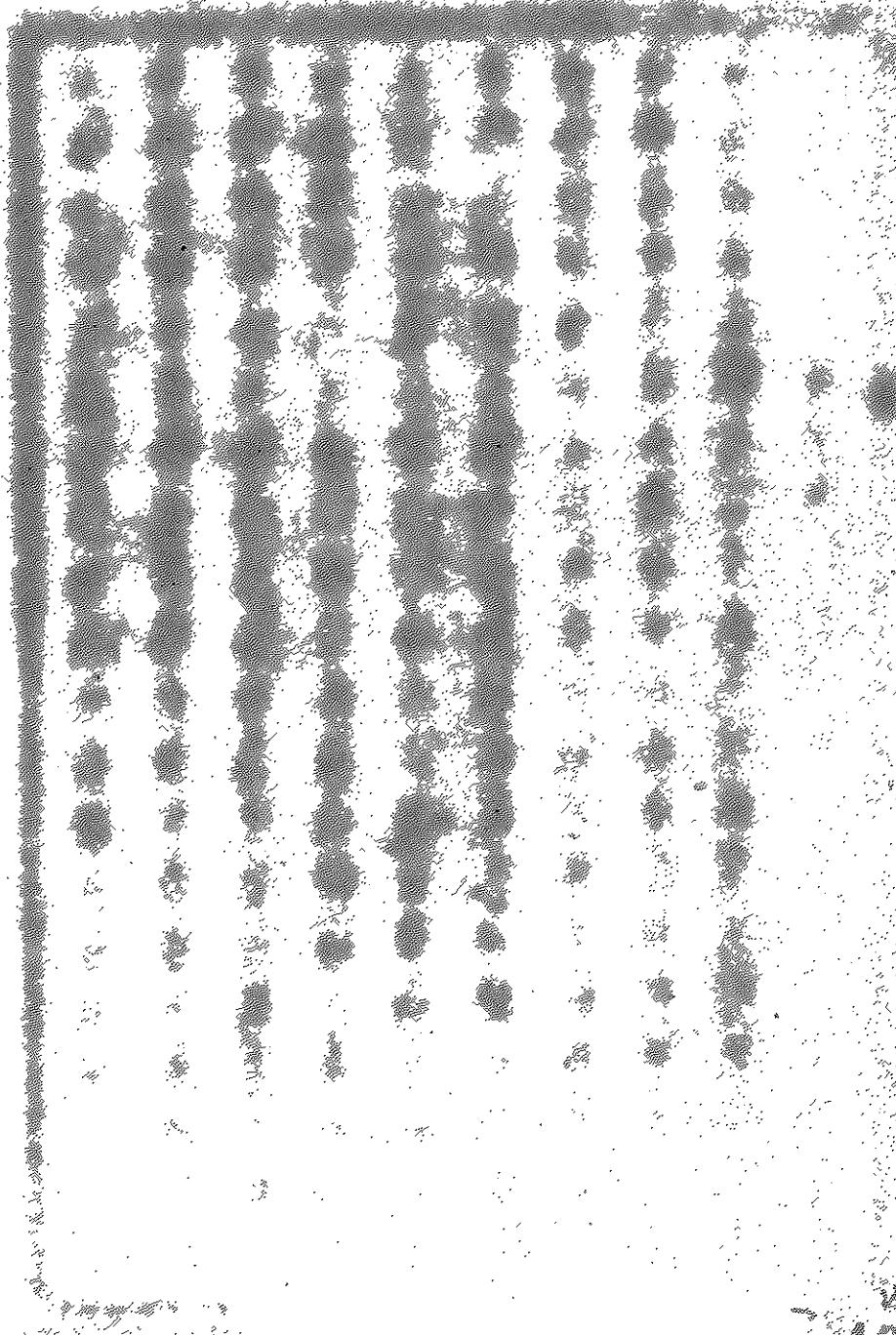
實驗日本修身書卷六  
高等小學  
生徒用

T1A3  
22  
(W46)

明治廿七年十月六日  
文部省検定済

三宅米吉校閲  
中根淑吉渡邊政吉編纂  
實驗日本修身書卷六高等小學  
六年生徒用

東京 金港堂書籍會社



第一課 孝行

父母の恩は、山よりも高く、海よりも深ければ、寸時たりとも、其の恩を忘れては、かなふまじきとなり。されど子たるもの、常に父母の膝下にありて、其の慈しみを蒙る時は、之に狎れて、深く其の鴻恩を感じず、或は父母の膝下を離れ、或は父母の失せたる後に至りて、始めて其の恵みの鴻大なるを悟り、追慕の情を起し、後悔の念を發するもの多し。

かくてはいかに心を苦しめ、思ひを焦すとも、其のかひなかるべければ、幼き時より、常に父母を慕ひて、よく仕へまゐらせ、後に至りても、悔い怨むことなからんやうに願ふべし。小澤蘆庵の歌に、子を思ふ道にまでひて今を知る。

ちらぶの山のふかき恵みを。

とありて、早くより孝行を竭くすべきこととを警められたり。

澤橋六大夫は、宇喜多秀家の子秀規の乳母の子なり、關原の亂平きて後、秀家秀規八丈嶋に流されければ、乳母、六大夫が僅に三歳なるを、秀家の

夫人前田氏に托し、主に従ひて、八丈嶋に赴きたり。後六大夫成長して、前田利長に仕へけるが、母を慕ひて已むこと能はず、遂に逃れて僧となり、常に渡嶋の手にてを求め居たり。或る日、將軍徳川秀忠の行列を犯して、願書を上りしかば、秀忠捕へて、之を獄に下したり。されど其の志しをあはれみ、渡島の事は許さざるも、其の望みをかなへ、前田氏をして、毎歳金穀器財を嶋に送らしめければ、主従不自由なく、世を送りたり。後其の身も赦されて、再び前田氏に仕へたりとす。

第二課 孝行

日月流るるが如し、親に事ふること久しからんを欲すとも得べからず。故に子たるものには、常に心を盡くして、親の爲めに勤め、寸時も怠ることあるべからず。

昔江戸の湯嶋に住める紙屑買ひの子に、三郎兵衛といふものあり、九歳の時、人買ひに欺かれて、陸奥に連れ行かれけるが、途上紙切れの落ち散りたるを見る毎に、必ず拾ひ上げて、懷に入れ、少しも懈ることなし。人買ひ怪しみて、其の仔細を

問ひたるに、吾が父は紙屑を買ふをもて、生業とするものなれば、之を贈りて、聊其の心を悦ばせんと思ひてなり」と答へたり。又食事を爲すにも、寢處に入るにも、必ず父母の方に向ひて禮するなど、孝行の志しあはれなりしかば、數日の後、人買ひも之に感じて、前非を悔い、俄に引きかへして、三郎兵衛をば、其の家に送り届けたり。

後三郎兵衛家にありて、益す益す孝行を勵みければ、官に聞じて、賞銀を賜はりたり。

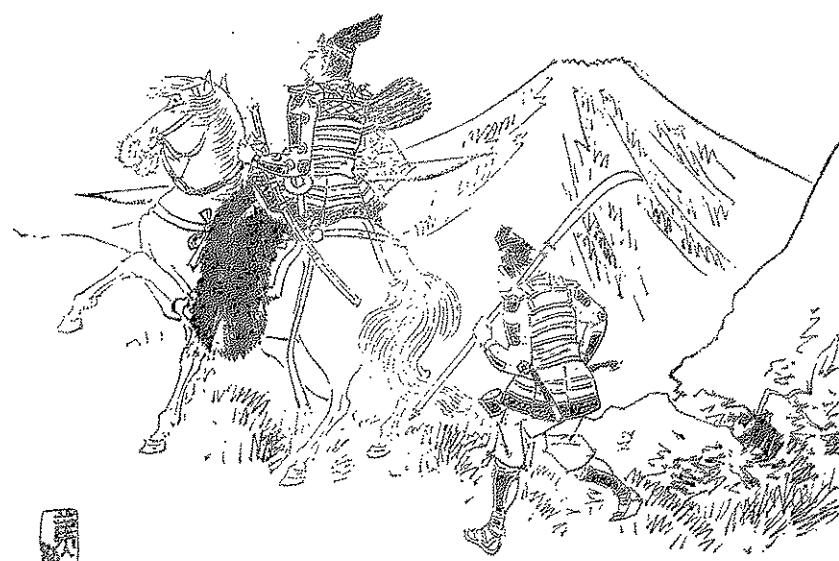
子ノ親ニ事フルハ、心ヲ盡スノミ。

第三課 兄弟

兄弟相愛するは、是人の天より受け得たる自然の情なり、されば兄は、弟を愛すること子の如く、弟は、兄を思ふこと父の如く、互に其の道を盡くして、終始渝ることあるべからず。

かかれ巴、兄弟の情、愈濃になりて、父母の外には、兄弟ばかりよに頼しきものなきを知るに至るべし。然るに其の道を履まずして、相惡み相謗るが如きことあれば、兄弟は、ありてかひなきものとなるべし。故に互に心を廣くもちて、惡み謗る

ことなく、常に天より受け得たる親しみを全くせんことを務もべし。永保年中、源義家陸奥にありて、清原武衡及び家衡等と合戦せり、此の時弟義光は、京都に宿衛して居けるが、兄の軍あやふしおと聞きて、援ひに赴かんことを朝廷に請ひ



しかば、許されざりしかば、官を辭して、彼の國に下向してけり。やがて行き着きて、義家に逢ひければ、義家大いに悦び、涙を流していひけるやう、「今日汝を見るは、故入道殿を見奉る心地なり、今より汝と力を合はせて、賊を討たば、勝たんことを必定なり」とて、共に出でて金澤の柵を攻め、終に武衡等を打ち滅したり、

兄弟ノ間ハ終始渝ラズ、相互ニ愛敬ヲ盡ク  
スベシ。

## 第四課 女の徳

女は和順なるを第一の徳とす。されば、一たび人に嫁して後は、一しほ身を慎みて、舅姑夫の心に順ひ、朝夕の務めを怠るべからず。若し和順ならずして、驕り高ぶり、朝夕の務めを怠ることあらば、夫に疎まれ、舅姑に悪まれて、身の置きどころを失ふに至るべし。

婦人は夫の家を以て家とすべきものなれば、一たび嫁しては、再び父母の家に歸るべからず。たゞ如何なる艱難に遇ひ、如何なる不幸に罹る

とも、よく辛苦に耐へて、婦人の本分を盡くさんことを務むべし。

酒井貞は、幼き時より心敏く、稍長くて讀書を好み、和歌を嗜めり。年十九にして、澤草庵に嫁せしが、姑夫に事へて孝順にして、僕婢を使ふになさけをかけ、家事も亦よく治れり。後草庵故ありて、職を罷められ、家俄に困窮になりしかば、貞是より備に艱難を嘗め、家を治めて、少しも倦むことなく、たまたま心に感することあれば、歌を詠みて其の心を慰めたりと。

## 第五課 朋友

朋友に交るには、終始變らず、信義を守るべし。彼富貴なれば、之と結び、貧賤なれば、之と絶つは、小人の行ひなり。彼の盛衰を見て、合離を決し、身の利害を慮りて、去就を定むるは、誠に鄙しむべきことなり。

細井平洲、名は徳民、通稱を甚三郎といふ、初め其の國尾張にありける時、友人小河某、由ありて妻子を連れて、平洲が家に寄寓したり。其の後平洲江戸に移りしも、小河は猶其の家にあり、然るに

間もなく、飛鳥某といふ友人、亦同トく妻子と共に寄寓し、四年の間、三家族一つ家に住まひて、いと睦まつく暮したり。其のさま、恰も親子兄弟の如くに見なければ、近隣のものも、初めの程は、しか思ひて、或る日平洲の父に向ひ、「君は、三子三婦共に孝友にて、誠に幸福の事なり」といひしものありしとぞ。

其の後、小河飛鳥の二人、何れも別居せしが、二人失せて後も、平洲は、猶其の遺族を、吾が家族のやうに思ひて、懇に扶助せしといふ。

第六課 朋友

朋友には、患難相恤むの務めあり、徒らに花を觀、月を賞するの樂しみを共にするを以て足れりとすべからず。變に臨みては、其の身の利害を打ち忘れて、其の患難を救ひ、其の不幸を憐むべし。是交りを厚くし、信を全くする道なり。

常陸の國の農夫市郎右衛門の子に、市兵衛熊吉といふ兄弟のものありけり。或る日、熊吉、友人午吉を伴ひ、山に往きて、薪を取り居たるに、いつとより來りけん、一疋の狼、午吉に飛びかかりたり。

熊吉は之を見て、大いに驚き、急ぎ馳せゆきて、兄市兵衛を呼びて來れり。此の時午吉は、もはや噛み伏せられて居ければ、市兵衛は、直ちに狼に組みつきて、やうやく引き離し、且熊吉に命トて、銛を取り寄せ、頻りに狼を打ちて、つひに殺したり。此の事やがて領主に聞けければ、褒美として、金若干を兄弟に賜はりたり。人の友たらんものは誰も皆市兵衛兄弟の如き心にてありたきものなり。

朋友ノ窮乏セル時ハ之ヲ扶ケ、危難ニ陥ラントスル時ハ之ヲ救フベシ。

人の身に備ふべき徳の中、恭謙はぞ大切なことはなし。是あれば、其の身よく修り、人に敬はれて、つひに其の身の福となり。是なければ、其の身修らず、人に賤しまれて、つひに其の身の禍となる。然るに人の此の徳を失ふに至るを見るに、學問技藝のいささか人にまさりたる時に始ること多く。されば、三浦梅園も、次ぎの如くにいへり、「技藝は、人のたしなむべきことなり。藝すぐれたらんには、慎みも亦いよいよ重かるべし。」さなきは、人の見るべし。

ねたみにあふものなり、つらつら之を鑑みるに、我に甚だ生ざれるものをば、其の失を求めてうしり、我に少しく生ざれるものをば、ねたみ、我と相敵するものをば、吾よりれどれりとし、我よりれどれるものをば、あきける、是藝に遊ぶ人の病ひなり」と至言といふべし。又古語に、「君子ハ、其ノ能クスル所ヲ以テ、人ヲ病マシメズ、人ノ能クセザル所ヲ以テ、人ヲ愧シメズ」といへり。是梅園が認めど、其の意相通へり、二語相並べて、よく味ひ見るべし。

## 第八課　用心

人には用心といふこととなかるべからず、用心とは、物事の未だ起らざる前に、其の起らん時の事を預め思ひ計りて之が備へを爲すをいふ。凡う天下の事、我に預め備へあれば、何時起りたりとて、之を處置すること、至りて易けれども、備へなきに、俄に起れば、如何なる小事も、善く之を處置せんこと、甚たかたし。されば古人も、無事太平の世なりとて、空しく光陰を送り、逸樂を事とすべからず、常に禍の起らんことを思ひ計りて、



油断なく身を引きしめ、職をつとむべし、との義を述べて、「君子は、安きに居て、危きを忘れず」といへり。

吉村又右衛門、大津に退隠しける頃、其の身は、草履を作り、妻は朝夕鍋釜をさげて、立ち働き居たり。後白河侯に、大祿にて抱

へらるるに及び、出仕の支度にて、僅に十餘日の暇を申しうけたり。妻怪しみて、「かかる僅の日數中にいかにして諸事を整へ給ふや」と問へば、又右衛門、佛壇より小判金一萬兩を出して示したり。妻之を見て、「初めより、かかる時へありけるものを、何とて日頃賤しき暮にして、わらはを苦しめ給ひしよ」と恨みかとちければ、又右衛門打ち笑ひて、「汝に此の金ありと知らせんには、争でか今日の悦びあるべき」といひたり。

君子ハ安キニ居テ危キヲ忘レス。

### 第九課 弘量

量弘くして、物に拘らざれば、憂へ少くして、心常に安けれども、量弘からざれば、物事氣にかかり易くして、憂へ常に絶ゆることなし。

弘量なるものは、人を待つこと、寛恕にして公平なる故に、よく衆人の信服を受く、之に反して狹量なるものは、人を容ること能はざる故に、動もすれば怒りを洩らして、人を罵り、之が爲めに争ひを起して、禍を速くことあり。

徳川家康三河を治める頃、家老に酒井政親と

いふものあり、或る時神谷與九郎といふもの、遂にて政親に遇ひ禮を爲したるを、政親知らずして過ぎゆきければ、大いに怒りて、是より後は、政親に遇ふ毎に必ず無禮を加へたり。家康之を聞きて、與九郎を國より逐ひ拂はんとしけるを、政親諫めて、與九郎は、膽氣ありて、賴しきものなり、大祿を以て厚く用ひ給はんとう、御家の爲めならめどいひければ、家康之に從ひ、厚く祿を賜ひて、且政親の言を告げたり。與九郎は之を聞きて、大いに耻ぢ入り、直ちに政親の所に至りて、前の無禮をわびたりとす。

## 第十課 公平

己れの好むものを愛し、己れの嫌ふものを憎むは、人情の常なれども、愛憎の私に流れて、人を褒貶し、賞罰を行ふは、甚だ鄙じむべき行爲なれば、深く警めずはあるべからず。

事を處するには、聊私を挾まず、公平にして、かたよりたる仕方なからんことを心がくべし。然るときは、事れのづから宜しきに適ひ、義に當るが故に、人の謗りを受け怨みを來すことなくして、よく人たる道を全くするを得べし。

藤堂高虎は、朝鮮征伐の時、加藤嘉明と争ふことありて、交りを絶つこと多年なりき。或る時將軍徳川家光、高虎を會津四十萬石に封せんといひけるを、高虎固く辭して、嘉明を薦めたり。家光いふかりて、「汝は、嘉明に怨みあるにあらずや」と問はれたるに、「怨みは私事なり、いかで私事を以て公義をやぶるべき」と答へければ、家光いたく感賞して、遂に其の言に従ひたり。嘉明も是に感づて、後は高虎と無二の交りを爲ししどう。

私事ヲ以テ公事ヲ廢セズ。

## 第十一課 動僉

ベンジャミン・フランクリンは、北亞米利加洲、ボストン府の蠟燭屋の子なり。家貧しかりしかば、幼き時より人に事へて、印刷のわざを習ひけるが、常に務めて節儉し、其の給金を積み立てて、書物を買ひ、暇ある時には、之をよみたり。

後英吉利のロンドン府に往きて、書肆に奉公し、暇あれば、書をよみて、知識を得ることをつとめたり。二十歳の時、國にかへり、ケエメルといへるものと共に、印刷の業をひらき、又新聞紙をも發

行して、其の業をつとめるほどに、次第に世人の信用を得、職業愈繁昌して、遂に富有的の身となりたり。三十歳に及びて、ヒラ・デル・ビア議院の書記官と爲り、明年驛遞代官にすすみたり。後公益の事業に心をかたむけ、獨立の戰争起るに及びては、其の謀に與り、特に心身を國に盡くしたり。

富ヲ致スノ道ハ、勉強ト節儉トナリ。

今日ノ事ハ、今日ニ爲セ、決シテ明日ニ延スベカラズ。

## 第十二課 仁想

天地の間、貴ぶべきものは、仁心仁愛なり、須臾も此の心を失ふべからず、是天地生生の氣なり、此の心を存するを人道とし、此の心を失ふを虎狼とす。

大岡忠固、或る日、雪見に赴きけるが、駕籠の中より、供の鎌田又六といふを呼びて、「如何に又六、好き景色にあらや」と語りけるに、又六、「某どもは、雪の中を歩きて、寒さ耐へ難く候へば、好き景色も日にとまり申さず」と答へたり。忠固いたく其

の言に感ト、直ちに駕籠を回して立ちもせり、其の後は、絶口て雪見を爲さざりしどう。

人の身を思ひやりて、我が生まなる行ひを慎むこと、忠固の如く、人の言を察して、我が身の行ひを省ること、忠固の如くなれば、身修りて、仁者たるに至るべし。玉汝集にも、

無理言はず無理せぬ外はなかりけり、

かかる人をば仁者ともいふ。

とあり、之を見ても、忠固の行ひの賞すべきを知るべし。

### 第十三課 忍耐

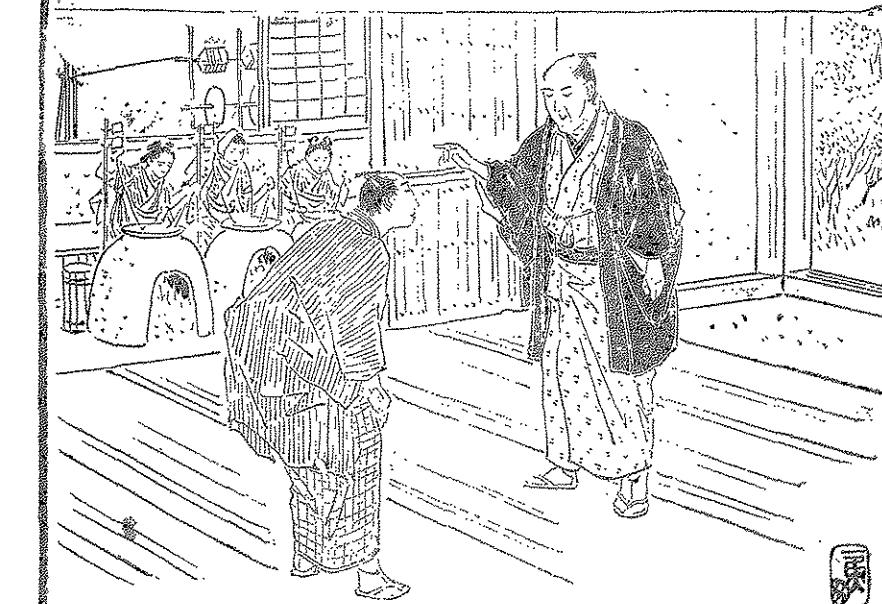
忍耐とは、よく久しきに耐へて、志しを易へず、苦しきを忍びて、よく事に堪ふる力をいふなり。此の力の強きものは、即ち勇者ともいふべく、英雄とも唱ふべきものにて、古來より志しを成し業を興したるものは、此の類の人ならざるはなし。之に反して、志し厚からず、忍耐の力強からざるものには、いはゆる薄志弱行の徒なり、此の輩は、古來より志しを遂げ名を成したるものあるを聞かず。されば學を修め業を習はんとするものは、善く此の事

を辨へて、倦まず撓らず、勉強せんと心がくべし。臥雲辰致は、信濃の人なり、夙に志しを紡績機械の發明に傾け、資産を擧げて之に費し、二十餘年の間、心を苦しめ思ひを焦して、幾たびとなく、其の改良を企てけるが、遂に資金全く盡き、冬に及びても、綿衣を纏ふこと能はざるに至れり。されど聊屈せず、人の助けを得て、遂に精良なる機械を發明しければ、明治十六年、朝廷之を嘉して、「良機械を發明し、人力を省き、費用を減じ、公衆の利益を興し、成績著明なり」との褒詞を添へて、藍綬褒賞を賜ひたり。

## 第十四課 實業

實業とは、吾人に衣食住の材料を供給するわざをいふ。而して吾人の生活に缺くべからざるもののは、衣食住の三つにて、之を供給するものは、農工商の實業なれば、其の重んずべきこと、言を待たずして明かなり。中にも、養蠶製茶の業の如きは、我が國の一大富源にて、外國に輸出して、利を得ること亦甚だ少からざれば、其の業に從ふることは、いよいよ勵みて、家を富まし國を富ますことを謀らざるべからず。

伊藤小左衛門は、殖産の志しみかかりし人なり。曾て書を閲して、外國にて茶と生絲の需用たはきをさとり、はためて蠶茶の業を起さんことを思ひ立ち、先づ山地一段歩ばかりを開拓し、これに茶の實を生きて培養し、其の後茶商とはかり



て、製茶十餘萬斤を賣り出し、一千六百餘圓の利を得たり。これより更に畠地を増して、さかんに茶業をいとなみけるが、後又蠶業を起さんと思ひ、先づ試に桑苗二百株を己れが園圃に植ゑ付けて、培養法を研究し、やうやく養蠶をはため、次第に事業を擴張して、生絲を製したれども、品質よからずして、前後二千餘圓を損失したり。されども猶屈せず、いよいよ事業をつとめければ、ついに精良なる生絲を製出して、莫大の利益を得るに至りたりとす。

第十五課 智能

人の才智は、生まれながらにして、同トからず、或は、俊秀なるものあり、或は、遲鈍なるものあり、或は、俊秀にも遲鈍にも非ずして、普通なるものあり若しよく養ひ治めて、天性に任せざれば、俊秀なるものは、愈聰明に、普通なるものは、次第に俊秀に、遲鈍なるものは、次第に普通に進みて、各其の力を逞しくするに至るべし。されば何人も、學を修め見聞を廣めて、智能を啓發することを務むべし。事を處するには、靜かに思慮を運らして、聊手れ

ちなきやうにすべし。事を處して、皆宜しきにかなひ、聊手れちなきは、是智の至りなり。

徳川吉宗、或る夜、二人の幼き小性を召し、手燭を携へずして、浴室に遣し置きたる剃刀を求めしめけるに、一人はすわりて窺ひ視んといふを、一人は、床をふみならし、其のあり所をさとりて、之をさぐり取りたり。吉宗之を聞きて、前の考へとう、却りて過ちなけれといはれしとす。

人ノ事ヲ爲ス、始メテ慎ミ、終リテ慮レバ、大イナル悔イナシ。

男は、成長して後、一家の戸主と爲り、父母に事へ、妻子を養ふべきものなれば、早くより、家を齊ふる道を學ばざるべからず。女は、成長して後、人に嫁し、舅姑夫に事へ、子女を育つべきものなれば、是亦早くより、家を治むる法を知らざるべからず。家を齊ふるには、身を修めて、行ひを正しくし、家業を勵みて、儉約を行ひ、怒りを忍びて、家人を待つをよしとする。中にも身を修むることは、最も緊要なれば、決して忽にすべからず。貝原益軒も、家

道訓の初めに於いて、左の如くいへり。

人の世にある、高き卑き、皆身を修めて、家を齊ふるを以て務めとす。家の本は身にあり、故に家を治むる主人は、先づ我が身を正しくして、家を齊ふべし。君子は、常に身を慎みて、後の患へを慮る。是を以て身安くして、家保つべし。家の主人正しければ、家人を教へ導くべし。主人正しからざれば、家人の則なく、善を勧め惡を諫め難くして、家法行はれず。故に主人の身の行ひは、家人の見ならへる手本となれり、慎むべし。

## 第十七課 分に安んず

分に安んずとは、私慾にうちかちて、よく天命を樂しむをいふ。

分を知らざるものは、富みても足れりとせず、貴くしても止るを知らざるが故に、心忙はしくして、憂へ常に絶ゆるととなし。

分を知れるものは、貧しくして怨みず、賤しくして嘆かざるが故に、心常に安らかにして、憂へなし。分に安んすれば、身常に安くして、禍を取ることなけれども、分に安せざれば、苦からざる望み起

りて、身を謬ることあるべし。されば高き卑き、皆其の分に安んじて、身を謬ることなからんやうにすべきなり。

西田宗勝は、嶋津義弘の臣なり、しばしば戦陣に臨み、矢石の間に立つこと三十餘度に及びたれども、曾て恩賜に預らざりき。或る人之を義弘に申さんといひしに、「我戦陣に臨みて死せざるは此の上もなき幸なり、争て俸祿の外に、恩賜を貪るべき」といひたりとす。事足れば足るにまかせて事たらす。

たらで事足る身とう安けれ。

## 第十八課 公益

凡う一國の盛衰は、偶然に生ずるものにあらず、必ず其の由りて来る所あるが故に、知識ひらけ、道徳すすみたる國國にては、人人一己の幸福をはかると共に、公益をひろめ、世務をひらくことをつとめざるはなし。我



が國のこときも、遠きもかしより、今の世に至るまで、有爲の人物輩出して、教へをほせとし、業をはためて、人を益し、世を利したること頗る多かりき。

野中兼山は、土佐藩の老臣なり、或は學校を興して、子弟を教育し、或はやせ地を變て、良田と爲し、或は薬草を栽ゑ、或は蜜蜂を養ひて、公利を興し、公益を廣めたり。其の最も人口に贈矣せるは江戸より船一艘の蛤を齋らして、國に歸り、之を海中に投して、繁殖せしめたる事なり。

第十九課 忠君

皇極天皇の御代、大臣に蘇我入鹿といへるものあり、父祖の威によりて、專横のふるまひを爲ししかども、廷臣皆其の威に畏れて、匡濟の道を謀るものなかりき。時に中臣鎌足とて、忠義の心深くして、智略に富める人ありけり、入鹿の暴虐を悉にするを見て、慷慨に堪へず、繼に中大兄皇子に結びて、之を滅さんことを謀れり。是に因りて皇子、鎌足と議し、三韓の使者、朝貢を奉る時を機会として、朝廷に於いて入鹿を斬り、續いで兵を

發して、其の父蝦夷をも誅し給へり。

後數年を経て、皇子御位に即き、鎌足を内大臣に任ト、後又藤原の姓を授け給ふ、皇子は即ち天智天皇なり。凡う君に事へて、忠を竭くし、國を患へて、身を忘るるは、臣民の本分なり。敢て利を求め、名を顯さんが爲めにしかするにあらず、されど功成れば餘慶を子孫に遺し、功成らずとも、芳名を萬世に傳ふ。故に我が國の臣民たるものは、常に皇室の爲めに忠を致し、國家の爲めに益を謀ることを忘るべからず。

## 第二十課 兵役の義務

古語に、治に居て、亂を忘れずといへることもあり、實に至言といふべし。若し一家無事に狎れて、油斷の心を起すときは、必ず火災盜難のうれへをまねくべく、一國平和を惜みて、武備を怠とたるときは、内亂外寇あるに臨みて、俄に狼狽するを免れず。さればこう、家は夜ごとに戸をとざして、非常をいましめ、國は恒に兵を備へて、要害をまもらしむるなれ。

兵は、國を護り民を安んずるに、缺くべからざる

が故に、我が國にては、年毎に二十歳の男子若干人を徵集して、之に充て、常に軍事を習はしめ、三年の間、國を護るの務めに服せしむ、之を兵役の義務といふ。此の義務は、男子の代る代る負擔すべきものなれば、何人も、丁年に達したる時には、進みて其の選びに當らんことを務むべし。  
汝等皆其職ヲ守リ、朕ト一心ニナリテ、方ヲ國家ノ保護ニ盡サバ、我國ノ蒼生ハ、永ク太平ノ福ヲ受ケ、我國ノ威烈ハ、大ニ世界ノ光華トモナリスベシ。

明治廿六年十月十日印刷  
同 年十月十三日發行

(原日本書籍出版社  
定價金 七 錢)

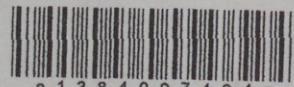


著作者 渡邊政吉  
發行者 金港堂書籍株式會社  
代表者 原亮三郎  
印刷者 金港堂書籍株式會社  
賣捌所 金港堂

下谷區龍泉寺町四百十番地  
金港堂書籍株式會社

日本

図書 和図書 遷



a 1 3 8 4 0 0 7 4 2 4 a

福岡教育大学蔵書